

行政文書公開決定等審査報告書

令和３年５月３１日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和２年１０月２２日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	大和駅東側第４地区第一種市街地再開発事業に伴う補助金の交付申請につき、各年度の完了（終了）検査時に検査用の資料として施行者である大和駅東側第４地区市街地再開発組合から提供された「大和駅東側第４地区市街地再開発事業に伴う施設建築物等建設工事」のうち、 - 平成２７年度分のNo.２２（２２頁）以降 - 平成２８年度分のP-２４（２４頁）以降 なお、当該「大和駅東側第４地区市街地再開発事業に伴う施設建築物等建設工事」とは、平成３０年３月５日付け大和市指令第２７５９号により公開された文書である。
審査の結果	実施機関が、本件情報公開請求について、対象文書が不存在であることを理由に、行政文書非公開決定処分を行ったことは妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和元年10月7日、審査請求人は、本件行政文書について情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）をした。
- 2 令和元年10月21日、大和市長は、本件情報公開請求に対し、対象文書が不存在であることを理由に行政文書非公開決定をし、同決定通知書を交付（以下「本件非公開決定処分」という。）した。
- 3 令和元年12月2日、審査請求人は、本件非公開決定処分を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てる審査請求をした。
- 4 令和2年1月6日、審査請求人は、上記3の審査請求を取り下げた。
- 5 令和2年1月20日、審査請求人は、再度、本件非公開決定処分を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てる審査請求（以下「本件審査請求」）をした。

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件非公開決定を取り消した上、実施機関が大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「本件組合」という。）から提供された「大和駅東側第4地区市街地再開発事業に伴う施設建築物等建設工事」費用内訳表（以下「本件内訳表」という。）の平成27年度分については22頁以降、及び平成28年度分については24頁以降（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求めるというものである。

本件審査請求の理由は次のとおりである。

本件内訳表は、YAMATO文化森（以下「本件建築物」という。）の建設工事に係る費用の内訳を明記するものであり、本件非公開部分には本件建築物の設計に当たり各種工事の詳細な内訳が記載されているはずである。

実施機関は、大和駅東側第4地区市街地再開発事業（以下「本件事業」という。）に係る補助金（平成27年度：12億2200万円、平成28年度：5億1130万円であり、平成27年度及び平成28年度の補助金を合わせて、以下「本件補助金」という。）を交付するにあたり、各種工事の詳細な内訳が記載されているはずの本件非公開部分を精査しなければその適正な額を算定できないはずである。

したがって、実施機関は本件非公開部分を保有しているはずである。

2 実施機関の主張の要旨

実施機関は、「大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱」（以下「本件要綱」という。）が定めるところに従い本件補助金の交付を実施しているのであり、審査請求人が主張するような本件非公開部分がなくても、本件組合から提出を受けた実績報告書及び関係書類（補助金清算調書、補助金受入調書、事業進捗状況及び事業完了写真等）の審査及び現地調査を実施した上で、本件補助金額を算定したものである。

また、審査請求人がその存在を主張する本件非公開部分は、そもそも本件組合から実

施機関が提供を受けているものではなく、かつ実施機関が当初より保有しているものでもない。

第3 当審査会の判断

1 本件補助金額の算定と本件非公開部分の関係について

審査請求人は、本件補助金額の算定にあたり、各種工事の詳細な内訳が記載されているはずの本件非公開部分の精査が必要であると主張する。

ここでいう本件補助金額の算定については、本件要綱第15条及び第16条により規律されていることが認められる。すなわち、同第15条は施行者等による補助対象事業に係る実績報告書及び関係書類の市長への提出を定め、同第16条は当該実績報告書及び関係書類の審査や現地調査に基づき補助金交付要件の充足性を判断し補助金額を確定するものと定める。

これを本件についてみるに、実施機関は、本件組合から提出を受けた実績報告書及び関係書類（補助金清算調書、補助金受入調書、事業進捗状況及び事業完了写真等）の審査と現地調査を実施した上で、本件補助金額を算定したものである。

ここにおいて、平成27年度及び平成28年度の本件内訳表は、この実績報告書及び関係書類の一部を構成するものであるが、審査請求人の主張する本件非公開部分が本件補助金額の算定にあたっては必要不可欠なものではないことが認められる。

すなわち、本件において、実施機関が本件組合から提供を受けた平成27年度及び平成28年度の本件内訳表は、本件建築物の建設工事費用のうち、基礎地盤工事等の各種工事費用が記載されているものである。これに対して、審査請求人の主張する本件非公開部分は、各種工事の更なる詳細な内訳であり、平成26年度の本件内訳表から具体例を挙げれば、基礎地盤工事における杭一本ずつの単価が記載されているものである。

しかし、本件補助金額の算定の基礎として、通常は、こうした一つ一つの建材の単価といった詳細な内訳が必要な情報であるとはいえないのであり、基礎地盤工事等の各種工事費用が記載されていれば十分であることが認められる。

平成26年度においては、こうした詳細な内訳までも本件内訳表に記載されていたのであるが、そうであるからといって、工事に係る補助金額の算定の基礎として通常必要とされない情報である以上、本件組合から提出を受けた平成27年度及び平成28年度の本件内訳表において、詳細な内訳までもが記載されていなければならないというものではない。

以上のことから、審査請求人の主張する本件非公開部分は、本件補助金額の算定にあたっては必ずしも必要不可欠なものではないのであるから、本件補助金額の算定と本件非公開部分は、審査請求人が主張するような関係にあるものではなく、したがって、この点において審査請求人の主張は失当である。

2 本件非公開部分が不存在であることを推認させる事実について

先述のように、本件非公開部分は本件補助金額の算定に際し必ずしも必要なもので

はないところ、にもかかわらず平成２６年度の本件内訳表に各種工事費用の詳細な内訳までもが記載されていたものと認定できる。

しかし、本件補助金額は約１７億円にも上る公金を原資とするものにして、その支出に際しては極力公正さが求められることに鑑みれば、本情報公開審査会は、平成２６年度に存在した内訳表が平成２７年度及び平成２８年度の本件内訳表に存在していないことについての理由ないし原因を確認する必要があると考える。

この点につき、一般論として、実施機関は、補助金支出の要件となる各種根拠資料の提出を受けた際に過年度の資料との齟齬があった場合には、その齟齬の原因を実施機関が誘引したなどの特段の事情がない限り、資料の内容・性質に鑑み当該齟齬について社会通念上疑いが生じることが相当であれば、実施機関には、当該齟齬が生じた理由を資料提出者に問いただす責務があるというべきである。

本件においては、実施機関の主張によれば、実施機関は、平成２７年度の本件内訳表の提出の前に、本件内訳表の提出者である本件組合に対して工事出来高が分かる資料の提出があれば足り、各種工事費用の詳細な内訳は不要である旨を伝えていたこと、及びそのため実施機関は、平成２７年度の本件内訳表に本件非公開部分が存在していないことについて本件組合に問いただすといったことをしなかったとのことである。

この実施機関の主張について検討するに、事実として不自然さはなく合理性があると評価できるので、平成２６年度と平成２７年度・平成２８年度の資料の齟齬の理由は実施機関がこれを誘引したところにあると考えられる点で、上記の特段の事情があるものといえる。

そうであるとする、本件非公開部分が不存在であることに不合理な点は見当たらず、したがって本件非公開部分が存在しないことは十分に推認できる。

３ 付帯意見

先述のとおり、審査請求人の主張する本件非公開部分は、本件補助金額の算定にあたっては必ずしも必要不可欠なものではなく、また、本件非公開部分が不存在であることについても合理的な根拠に基づいて推認できるといえる。

もっとも、審査請求人が本件情報公開請求及び本件非公開決定処分の時点において本件非公開部分が存在すると考えることは、公開された資料間の齟齬の理由が審査請求人にとって不明である以上、理不尽とまではいえない。他方で、本件非公開部分は、本件補助金額の算定にあたっては必ずしも必要不可欠なものではないことは実施機関にとっては自明であり、審査請求人に説明することも容易であり、平成２６年度と平成２７年度・平成２８年度の資料の齟齬の原因が実施機関の誘引にあるという事情についても、実施機関が調べた上で審査請求人に説明することは特段困難なことではないといえる。

そこで、本審査会は本答申に、次のとおり意見を付することとする。

すなわち、実施機関は、本件審査請求に至る前の段階において、審査請求人に対して

本件非公開部分が不存在であることに関し、本件非公開部分が本件補助金額の算定にあたっては必ずしも必要なものではないことや、実施機関が本件組合に対して工事出来高が分かる資料の提出があれば足り、各種工事費用の詳細な内訳は不要である旨を伝えていたという事情を説明すべきであった。

加えて、たとえそれが合法的な手続の範囲内の行為ではあっても、行政の説明責任や透明性の確保のために、それまでと取り扱いを変更する場合には、明らかに軽微で問題とならない事項を除けば、担当者が何らかの記録文書にして残しておくべきであると考ええる。

4 結論

上記のように、本件においては、審査請求人の主張する本件非公開部分は不存在であることが合理的に推論できるので、実施機関がした本件非公開決定処分は妥当であるから、審査の結果のとおり答申する。

なお、付帯意見として先述のとおり申し添えるものとする。

第4 審査の経過

令和 2年11月 9日 第1回審議

令和 3年 1月25日 第2回審議

令和 3年 5月17日 第3回審議（結審）